

別紙

本件ナレーションについて(全1頁)

		小森意見書の鑑定結果	一審判決の紹介部分(206頁7～末行)
発 端	主体	江差の町(24頁1行目)	(一)江差町
	行為	「栄え」「賑わいをみせた」(29頁12行目)	(一)栄え (二)賑わいをみせた * 1
	時間	《現在という時点における》(34頁7行目)* 2	古くは
	注釈	* 2 「ドキュメンタリーの命は映像」(今村昌平)であることを思い起こし本件映像と照らし合わせてみれば、一目瞭然。	* 1 (二) 原文通りしかるに、(一)だけが原文通りに再現されていない。冒頭の「日本海に面した北海道の小さな漁町、江差町。」が抜けている。
展 開	主体	町(24頁8行目)	(三)江差町
	行為	その賑わいがなくなった(29頁12行目)	(三) その面影を見ることはできません
	時間	《現在という時点における》(34頁7行目)	(三) 今は
	注釈		(三)原文通り
結 末	主体	江差という町(24頁12行目)	(四)江差
	行為	かつての賑わいを取り戻します(29頁13行目)	(四) かつての賑わいを取り戻します。一気に活気づきます。
	時間	《現在という時点における》(34頁7行目)	(四)九月
	注釈		(四) 原文通り